

ID: 223

担当部署: 上下水道課

処分の概要	改善命令		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道条例 第26条		
例規番号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】 (改善命令) 第二十六条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日